

Title	受験準備教育機関としての旧制中学校の補習科：東京府立中学校を事例として
Sub Title	Supplementary courses of middle schools as examination preparatory organizations : a case study on Tokyo Prefectural Middle Schools
Author	吉野, 剛弘(Yoshino, Takehiro)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2008
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学：人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.66 (2008.) ,p.13- 26
JaLC DOI	
Abstract	Supplementary courses (Hoshu-ka) of middle schools served as examination preparatory organizations of higher schools before the WW II. These supplementary courses were prescribed in 1899 by Imperial Ordinance relating to Middle School and the details by the Regulations for carrying out Imperial Ordinance relating to Middle School Supplementary courses were not installed in all schools, and compared with core courses they didn't have detailed rules. This makes the supplementary courses remain nearly uninvestigated. This article focuses on the supplementary courses of Tokyo Prefectural Middle Schools that received high assessment among the educational journalism. In the revision of Tokyo Prefectural Middle School Regulations of 1902, there was an argument over positioning of supplementary courses. Supplementary courses were evaluated as examination preparatory organizations in the argument definitely and the character didn't change after wards in Tokyo prefecture. The supplementary courses of Tokyo Prefectural Middle Schools gathered around 150 students from their establishment. They served lectures for three months, but movement of extension was already seen in the Meiji era, and a study period became 1 year in the former half of the Taisho era. In 1920s when high school entrance examinations were held in March, the supplementary courses developed especially in Tokyo Prefectural First Middle School and Tokyo Prefectural Fourth Middle School, In Tokyo Prefectural First Middle School several hundred applicants gathered and they were screened for the entry to the supplementary course. But in 1930s the prefectural authorities moved for the abolition of supplementary courses by not allocating a budget from 1930 and the supplementary courses disappeared from Tokyo Prefectural Middle School Regulations in 1935. Before this interference the supplementary course of Tokyo Prefectural First Middle School abolished in a document in 1930. But actually the supplementary course was retained and it gathered more students than it used to be. Tokyo Prefectural Fourth Middle School established Johoku-Koto-Hoshugakko outside the school and made up for the supplementary course.
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000066-0013

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the

受験準備教育機関としての旧制中学校の補習科

—東京府立中学校を事例として—

Supplementary Courses of Middle Schools as Examination Preparatory Organizations

—A Case Study on Tokyo Prefectural Middle Schools—

吉 野 剛 弘*

Takehiro Yoshino

Supplementary courses (Hoshu-ka) of middle schools served as examination preparatory organizations of higher schools before the WW II. These supplementary courses were prescribed in 1899 by Imperial Ordinance relating to Middle School and the details by the Regulations for carrying out Imperial Ordinance relating to Middle School. Supplementary courses were not installed in all schools, and compared with core courses they didn't have detailed rules. This makes the supplementary courses remain nearly uninvestigated. This article focuses on the supplementary courses of Tokyo Prefectural Middle Schools that received high assessment among the educational journalism.

In the revision of Tokyo Prefectural Middle School Regulations of 1902, there was an argument over positioning of supplementary courses. Supplementary courses were evaluated as examination preparatory organizations in the argument definitely and the character didn't change afterwards in Tokyo prefecture.

The supplementary courses of Tokyo Prefectural Middle Schools gathered around 150 students from their establishment. They served lectures for three months, but movement of extension was already seen in the Meiji era, and a study period became 1 year in the former half of the Taisho era.

In 1920s when high school entrance examinations were held in March, the supplementary courses developed especially in Tokyo Prefectural First Middle School and Tokyo Prefectural Fourth Middle School. In Tokyo Prefectural First Middle School several hundred applicants gathered and they were screened for the entry to the supplementary course. But in 1930s the prefectural authorities moved for the abolition of supplementary courses by not allocating a budget from 1934 and the supplementary courses disappeared from Tokyo Prefectural Middle School Regulations in 1935. Before this interference the supplementary course of Tokyo Prefectural First Middle School abolished in a document in 1930. But actually the supplementary course was retained and it gathered more students than it used to be. Tokyo Prefectural Fourth Middle School established Johoku-Koto-Hoshugakko outside the school and made up for the supplementary course.

* 東京電機大学情報環境学部

1. はじめに

戦前期における高等学校の受験準備教育機関のひとつに、中学校の補習科が存在した。この補習科は1899(明治32)年の中学校令第9条に規定され、その後に出された中学校令施行規則に詳細が規定されているが、本科に比べて詳細な規定もなく、またすべての学校に設置されていたわけでもないことなどもあり、これまでの研究であまり解明されてこなかったといえる。

旧制高等学校の入学試験をめぐる、その難易度や四修の問題などで中学校はしばしば政府や高等学校側の施策に反対する立場を取った。しかし、その中学校が、本科ではない上に全中学校に設置されていたわけではないにしても、補習科の中で受験準備教育を行っていた。この事実は高等教育への準備教育と中等教育機関としての完成教育の間で揺れる中等教育機関の性質を端的に反映しており、非常に興味深い。また、近代、そして現代においても、しばしば受験準備教育はいわゆる正規の教育をゆがめるものと見なされているが、それを補習科という制度的な保証を得た形で行っていたのである。日本における受験の持つ意味を考える上で、そして学校が学習者に保証すべきものとして上級学校への合格とそれへの準備というものがあるということを如実に示しているという意味でも格好の考察の素材である。

このような補習科を必要とした理由として選抜試験化している入学試験という問題があることは言うまでもないが、裏を返せば中学校の本科が準備教育としての機能を十分に果たしていたのかという問題を考える必要性を示唆している。また、現実問題として多くの不合格者を出していく入学試験がある中で、受験生がどのような学びの場を通じて競争に参画していったのかということも検討が必要である¹⁾。中等教育機関の機能の検証のためにも、中学校に併設されたがために全国的な散らばりを持つ受験準備教育機関という意味でも、中学校の補習科の検討は重要であるといわねばならない。

筆者は以前、受験雑誌や進学案内書にみられる予備校の評価を調査した²⁾。その中で、中学校の補習科が受験準備のための機関として機能しているという明治40年前後の受験雑誌の記事の存在や昭和期に入ってから一般の予備校より優れた機関として注目される様相を明らかにした。そのような中で殊に高い評価を受けていたのが、東京府立中学校の補習科であった。そこで本論文では、上述の課題を検討する第一歩として、東京府立中学校に設置されていた補習科を事例にとり、その実態を解明していくことにする。

そこで、これまでの先行研究における中学校の補習科についての研究の進展をまとめておきたい。受験準備教育機関としての中学校補習科に注目した最も古いものとして、桜井役『中学教育史稿』(受験研究社増進堂、1942)をあげることができる。同書では、1899(明治32)年の中学校令による補習科について、「これにより三月中学校を卒業して九月高等諸学校に入学する者、若くは其の年に入学することを得ずして、次学年度に受験せんとする者は便宜を得ることゝなつた」³⁾としているが、論拠は示されていない。中学校補習科についての本格的な研究としては、佐々木享「大学入試の歴史 第37回～第39回」『大学進学研究』第14巻第2号～第5号(1992～1993)がある。佐々木は、『文部省年報』と『全国中学校ニ関スル調査』の補習科に関する統計資料を使用し、そこに表れる入学者数と10月1日現在での生徒数の違いに注目して、明治後期から中学校の補習科が受験準備教育機関として機能していたことを解明している。

東京府立中学校については、『東京都教育史』が詳細に検討しているが、補習科についての言及はみられない。また、岡田孝一『東京府立中学』では、学校沿革史を主たる史料として補習科の実態を解明し

ている。岡田は補習科を「上級学校の入学試験が七月に実施され九月に入学したという時代から、各府立中学には受験生を対象とする補習科があった」⁴⁾としつつも、分析対象は改正高等学校令後の補習科に限定している。

各学校の沿革史にも補習科に関する記述は存在する。『日比谷高校百年史』では、「大正 11 年に、一年から五年までの在校生のほかに、補習科が一学級設けられた」⁵⁾とあり、その後 1925(大正 14)年に 2 学級としたが埋まらず、他の中学校の卒業生も多少入学させることにし、この補習科は戦時期の一時中断を経て、1968(昭和 43)年まで続いたとしている⁶⁾。また、『府立四中戸山高校百年史』では、明治期から補習科を設置し、1925(大正 14)年以降他の中学の卒業生にも開放したという記述がある⁷⁾。この他、立川高等学校や両国高等学校の沿革史にも、それぞれ 1935(昭和 10)年、1927(昭和 2)年に補習科が設置されたという記述がある⁸⁾。沿革史においては、東京府立第四中学校以外は 1918(大正 7)年の改正高等学校令以後に設置されたことになっている。

このように見ると、中学校補習科が受験準備教育を担うものとして設置されていたという事実は掌握できるものの、実態についての分析が不十分である。そこで本論文では、東京府立中学校を事例にとり、東京府立中学校の補習科がどのような経緯で受験準備教育機関として構想、そして設置され、どのような制度的変遷をたどったのかを解明していくことにする。なお、本論文では公文書などの一次史料を中心に、その制度的な変遷を解明することにするが、これだけで不十分な点については、新聞雑誌や学校沿革史に掲載された回想などの二次史料も利用する⁹⁾。

本論に入る前に、中学校補習科の規定について概観しておく。補習科は、1899(明治 32)年の中学校令の第 9 条で「中学校ノ修業年限ハ五箇年トス但シ一箇年以内ノ補習科ヲ置クコトヲ得」と規定され、1901(明治 34)年の同令施行規則の第 15 条(学科目)、第 20 条(生徒数)、第 50 条(入学資格・在学年数・修了)などでその詳細が規定された。この中で最も変化があったのは学科目であるが、それを規定していた第 15 条の規定は「補習科ノ学科目ハ第一条ノ学科目(本科の学科目・引用者註)中ニ就キ之ヲ定ムヘシ」、第 2 項で「補習科ノ学科目ハ随意科目ト為スコトヲ得」となっていた。1902(明治 35)年、文部省は補習科に実業的要素を加えたいという問い合わせに許可を出さなかったのだが¹⁰⁾、1908(明治 41)年には第 15 条第 1 項の但書に「但シ土地ノ情况ニ依リ随意科目トシテ実業ニ関スル学科目ヲ加フルコトヲ得」と加えられた(文部省令第 2 号)。なお、1911(明治 44)年に中学校の本科に実業関係科目を入れられるようになったため、この但書は消された(文部省令第 26 号)。この第 15 条の規定に基づけば、中学校の補習科は受験準備教育を行わずに、実業的な教育を行う機関として機能するというあり方も存在しえたということを確認しておきたい¹¹⁾。

2. 東京府立中学校の補習科の成立

(1) 東京府立中学校学則における中学校補習科の位置づけ

1902(明治 35)年の東京府立中学校学則の改正にあたっては補習科をめぐる議論が存在した。府当局はこの改正に先立ち、1901(明治 34)年 12 月 26 日に三発第 305 号で、「府立中学校学則改正之件ニ付曩ニ御意見御提出之处今回別紙之通改正案取調候右ニ付御意見有之候は来ル一月十五日限り御申出候相成度此段及照会候也」¹²⁾と各中学校からの意見を求めた。その原案における補習科の規定と各中学校からの意見(東京府立第二中学校は補習科に関して意見を出さなかったので除く。以下、「東京府立第○中学校」は「○中」と表記する)は以下の通りである。

第五条 各中学校ニ補習科ヲ置ク但シ第二中学校及第三中学校ニ在テハ当分之ヲ欠ク
 補習科修業期間ハ四月ヨリ七月ニ至ル四箇月トシ其ノ毎週教授時数ハ二十四時以内トス
 補習科ノ学科目ハ修身、国語及漢文、外国語、数学其ノ他学校長ニ於テ必要ト認ムル学科目トス
 補習科ノ学科目ハ修身ヲ除クノ外総テ随意科目ト為スコトヲ得

(一中・第 37 号・明治 35 年 1 月 15 日)

第五条三項ノ修正 補習科ノ学科目ハ第三条ノ各学科中学校長ニ於イテソノ必要ト認ムル学科ニ就
 キテ之ヲ定ム(理由 原案ニテハ中学校ノ学科目以外ノ者ニテモ随意ニ加ヘエラル、カノ如ク聞フ
 ルノミナラズ掲クル所ノ数種学科ニ重ヲ措クカ如ク見エ補習科設置ノ目的ニ遠ルニ似タルヲ以テ改
 正案ヲ提出スルナリ)

同第四項ノ修正 補習科ノ学科目ハ総テ随意科目ト為スコトヲ得(理由 原案ハ修身ヲ如何ナル場
 合ニモ動スベカラザル者ト定メタレド高等普通教育ニ必要ナル修身ハ五年間ニ示シ終リタレハ僅ニ
 十二週以内ノ短時日中補習スヘキ者多少存スルニモ拘ラズ必須トシテコレヲ強行スルノ必要ナシ補
 習科ノ性質ハ在学中ノ短処ヲ補ヒ併セテ必要ト認ムル学科ヲ習ハシムルニ在ルベク又コレヨリ急ナ
 リト認ムル学科ヲ以テセサルベカラサル時モアルベシ元来本校ノ意見ニテハコノ条ヲ削除スルコト
 ヲ望メド他校ニ於イテ必要ナルカモ測ラレサルヨリコレヲ存スルニハ修正セサルベカラズト認メシ
 ナリ)

(三中・甲第 5 号・明治 35 年 1 月 15 日)

三、第五条ノ置クノ二字ヲ置クコトヲ得ノ六字ニ改メ但シ以下二十三字ヲ削ラレタシ

当分之ヲ欠クノ意義不明瞭ナリ現在五年級迄ナキトナラハ此但シ以下ハ無用ノ文字ニシテ他日五
 年級迄アル時ニ至リテ尚ホ之ヲ置カサルノ考ナラハ第一、第四ニノミ置クノ理由モナキナリ

四、第五条ノ三項ノ修身ノ二字ヲ削リ四項ヲ削ラレタシ

二項ニヨリ主トシテ高等ノ学校ニ入学スヘキモノ、為ナレハ其為ニ必要ナル学科ヲ修メシムルモ
 ノニシテ修身ノ如キハ其他ノ学科云々ノ中ニ入レテ可ナランカ又四項ノ随意科トスルコトハ多分
 志望学校ニ別アリトイフヨリ来タルモノナランモ総テ必修科トナスコト可ナランカ

(四中・甲第 80 号・明治 35 年 1 月 15 日)

第五条第四項 補習科学科目中修身科相加ヘアリ候ヘトモ補習科ニ入ル生徒ノ目的ハ多クハ高等学
 校入学試験受験ノ予習ヲ為スニ在ルモノ、如クニ候然ルニ從來ノ経験ニヨレバ各高等学校ノ試験科
 目中ニ修身科ノアリシ事無之候ヘハ寧ロ之ヲ省キ他ノ必須ナル学科ニ流用致候方可然ト存候

これらの意見を総合すれば、一つは設置する学校の問題、もう一つは学科目をめぐる問題があること
 になる。前者については、原案では一中と四中にのみ設置となっている。これはもともと両校に設置さ
 れていたからと考えられるが、実際これは削除される。後者については、唯一の必修科目である修身は、
 高等学校の受験準備のためにある補習科には必要ないという意見である。一中のように「高等普通教育
 ニ必要ナル修身ハ五年間ニ示シ終」っているというような巧妙な反対の仕方もあるが、四中のように
 「從來ノ経験ニヨレバ各高等学校ノ試験科目中ニ修身科ノアリシ事無之候ヘハ寧ロ之ヲ省キ他ノ必須ナ

ル学科ニ流用致候方可然」として受験準備のための補習科いうことを如実に示す反対論も存在した。随意科目とするか必修科目とするかも問題にはなっているが、受験に必要な科目はどの道課されることになるため大きな問題ではない。

かくして、これらの意見が入れられる形で東京府立中学校学則は制定されることになった。最終的に補習科は第4条で規定されることになったのだが、その条文は以下の通りである。

第四条 各中学校ニ補習科ヲ置ク

補習科修業期間ハ四月ヨリ七月ニ至ル四箇月トシ其ノ毎週教授時数ハ二十四時以内トス

補習科ノ学科目ハ国語及漢文、外国語、数学其ノ他学校長ニ於テ必要ト認ムル学科目トス

その後1904(明治37)年に、期間を定めていた第2項が「補習科ノ修業期間ハ一箇年以内ニ於テ学校長之ヲ定メ当庁ノ認可ヲ受クヘシ」¹³⁾と改正された。その理由は「補習科ノ設間四ヶ月ニテハ不足ニ付一ヶ年以内ニ於テ学校長之ヲ定メ当庁ノ認可ヲ受ケシメルコトト致度」¹⁴⁾とある。受験準備教育に傾斜していた補習科が4ヶ月で不十分ということは、秋から冬にかけて入学試験を実施する学校¹⁵⁾の受験準備や夏の入学試験で浪人が決定した生徒たちにさらなる学習の機会を提供するための措置と考えることができる。

(2) 東京府立中学校の補習科の実態

① 設置状況

一中には、1894(明治27)年に補習科が設置された。『東京府立第一中学校創立五十年史』には、「明治二十七年五月補習科を設け、英語・漢文・数学を教授せり。補習科開設当時の教師は第一高等中学校の教授と本校教諭なりき」¹⁶⁾とある。この時期にすでに受験準備が意識されていたこと、また同じ東京にあった第一高等中学校の教授が出講するなど興味深い点も多いが、この時期の中学校令に補習科の規定はなく、位置づけは不明瞭である。ここでは、この時期に中学校における受験準備への胎動があったという指摘にとどめておきたい。

『東京府学事年報』には補習科の状況が記されていた。最初に記述が表れるのは1900(明治33)年の一中の補習科で、「補習科ハ四月ニ起リ七月ニ終ル其生徒ハ悉ク本校卒業生ニシテ毎週十八時間専ラ国語、外国語、数学ニ就キ研修セシメタリ」¹⁷⁾とあり、これと同様の記述が1901(明治34)年版にも見られる。四中の補習科については、1901(明治34)年には四中の補習科について「補習科ニ於テハ本年度卒業生ニシテ高等学校又ハ其ノ他ノ専門学校ニ入学セントスルモノ、タメニ英語、漢文、数学、理化学ノ四科ヲ教授シタリ」¹⁸⁾とあり、1902(明治35)年版には「四月ノ初メニ於ケル在籍者八十八名ナリシガ六月末日ニ至リ学校ノ入学試験略結了シタルヲ以テ在籍者僅カニ十二名ニ減シ欠席亦多数ナルニ依リ六月限り閉鎖シタリ」¹⁹⁾とある。同書の1903(明治36)年版には、三中について「本学年末ニ於テ第一回卒業生二十二人ヲ出セリ而シテ其ノ多数ハ次学年ニ於テ開設スヘキ補習科ニ入り高等学校或ハ専門学校ニ入ルヘキ準備ヲナス予定」²⁰⁾とあり、三中にも補習科が設置されていたことが確認できる。また、1906(明治39)年の記述に「補習科ハ各校何レモ之ヲ設ク」²¹⁾という記述があり、少なくともこの年には4校すべてに設置されていたことが分かる。1906(明治39)年以前も含めた『東京府統計書』、『東京府学事年報』および『東京府学事統計書』に記されていた在籍者数・卒業生数の情報は表1の通りである。年度

表 1 『東京府統計書』などにみる補習科の状況

	一 中				二 中			三 中				四 中			
	志	入	退	修	志	入	修	志	入	退	修	志	入	退	修
1901(明治 34)	(生徒数: 73)											(生徒数: 39)			
1902(明治 35)	—	98		—								—	88		—
1903(明治 36)	—	86		—								—	17		—
1904(明治 37)	—	—		37	—	—	—	—	—		—	—	—		—
1905(明治 38)	—	—		60	—	—	—	—	—		—	—	—		—
1906(明治 39)	—	—		46	—	—	—	—	—		—	—	—		40
1907(明治 40)	—	—		34	—	—	—	—	—		—	—	—		—
1908(明治 41)	35	35		—	4	4	—	7	7		—	34	34		—
1909(明治 42)	—	—		—	—	—	—	—	—		—	—	—		—
1910(明治 43)	37	37		30	4	4	—	—	—		—	—	—		—
1911(明治 44)	75	75		67	—	—	—	—	—		—	—	—		—
1912(明治 45・大正 1)	—	64		44	13	13	12	—	—		—	60	42		42
1913(大正 2)	—	74		53	—	—	—		3		3	60	40		40
1914(大正 3)	83	83		—	1	1	—	12	12		—	45	30		28
1915(大正 4)	92	92		—	—	—	—	21	21		—	50	41		41
1916(大正 5)	85	85		—	—	—	—	10	10		—	49	41		38
1917(大正 6)	84	84		—	—	—	—	6	6		—	60	41		—
1918(大正 7)	(発行されず)														
1919(大正 8)	124	124	124	—	—	—	—	1	1	1	—	98	89	1	88
1920(大正 9)	82	82	82	—	—	—	—	—	—	—	—	55	38	4	34
1921(大正 10)	55	33	6	27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1922(大正 11)	71	44	17	27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1923(大正 12)	103	62	22	40	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1924(大正 13)	108	62	8	54	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1925(大正 14)	290	105	16	85	(退学者数原史料ママ)						—	—	—	—	—
1926(大正 15・昭和 1)	387	118	12	106	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1927(昭和 2)	421	130	27	103	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1928(昭和 3)	367	114	31	83	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1929(昭和 4)	364	117	24	93	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1930(昭和 5)	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1931(昭和 6)	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1932(昭和 7)	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1933(昭和 8)	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1934(昭和 9)	(掲載方式の変更によりデータなし)														
1935(昭和 10)	—	—		—	34	34	34	—	—		—	—	—		—
1936(昭和 11)	—	—		—	31	31	31	—	—		—	—	—		—
1937(昭和 12)	—	—		—	33	33	33	—	—		—	—	—		—
1938(昭和 13)	—	—		—	25	25	25	—	—		—	—	—		—
1939(昭和 14)	—	—		—	36	36	36	—	—		—	—	—		—

(備考) 志: 入学志願者 入: 入学者 退: 退学者 修: 修了者(原史料では卒業者)

退学者は 1919(大正 8)年度以降記載が見られるが、二中は退学者が 0 名だったため、欄を省略した。

年度により掲載されている年(該年度または前年度)が異なるため、実際の年に補正した。

(出典) 1902(明治 35)・1903(明治 36)年:『東京府学事年報』

1910(明治 43)・1911(明治 44)年:『東京府学事統計書』

上記以外:『東京府統計表』より

表2 東京府文書にみる補習科の教育課程

		英語	国語及漢文	数学	博物	理化(物理化学)	地理	歴史	図画	合計
1900	一中	8	4	8						20
1905	二中	7	5	6	1	2	1	1	1	24
	三中	8	4	6	1	1	1			21

(三中・備考) 四月六日ヨリ全月三十日迄ハ毎週英語、国語及漢文、数学ノ三科十八時間トシ五月一日以後ハ博物、理化、地理及歴史各一時間ヲ増シ総計六科二十一時間トス

『東京府立第一中学校一覽』(明治33年度)

「2 補習科修業期間ノ件 府立第二中学校」『府立学校』(明治38年・626-A5-2)(東京都公文書館所蔵)

「3 補習科教科目等ニ付指令 府立第三中学校」『府立学校』(明治38・626-A5-2)(東京都公文書館所蔵)

によって記載方法にばらつきがみられるが、時期に多少の前後はあるが、明治期にはすでに府立中学校には補習科が置かれ、生徒も存在していた様子が見て取れる。

② 教育課程

各中学校から東京府に提出された文書には補習科の教育課程が記載されているものがある。学則で補習科が規定される前の1900(明治33)年の一中のものと、学則が定められた後の1905(明治38)年の二中和三中のものを表2に示しておく。

これらの点からも、英語、数学、国語及漢文に重点を置いた、すなわち受験準備に傾斜した内容であったことが分かる。

③ 修業期間

1921(大正10)年に高等学校の入学時期が4月に改まるまで、高等学校入試は7月に行われた。そうになると、補習科は法令上1年のものを設置できることにはなっているが、受験準備教育機関として考えた際には3ヶ月(4月から6月)あればよいということになる。事実、初期の一中や四中の補習科は、6月から7月にはなくなってしまうものであった。

しかし、1904(明治37)年の学則改正を機に、1904(明治37)年には四中から修業期間を6ヶ月に延長することが申請され、府はこれを認可した(三甲第5978号)²²⁾。その後1905(明治38)年に二中和三中が6ヶ月に(それぞれ三甲第1274号、三甲第1945号)、1910(明治43)年に三中は8ヶ月にすること(戊学甲第1632号)が認可されている²³⁾。また、1908(明治41)年の『東京府統計書』には、「補習科ハ各校共ニ之ヲ設ケ卒業生ノ修学ノ便ニシテ毎年十二月之ヲ閉鎖ス」²⁴⁾とあるから、時期は前後するが大体その頃には8ヶ月の補習科となっていたものと推測される。その後1912(明治45・大正1)年から1917(大正6)年の『東京府統計書』に掲載されている「公私立中学校一覽」では、すべての年度ですべての学校で補習科の修業期間が1年と記されている。東京府では、高等学校入試が3月になる前から修業年限1年の補習科を設置していたことが分かる。

しかし、その設置にどれほどの意味があったのかという点は留保が必要である。先に示した1908(明治41)年の『東京府統計書』には、「各校共ニ補習科ノ設ケアルモ是レ単ニ卒業生ニシテ更ニ高等ノ学校ニ入ラントスル者ノ為メニ随意科ヲ修ムルルニ便セシムルニ過キス毎年之ヲ閉鎖スルカ故ニ其ノ在学ノ期限モ必スシモ一定セサルヲ以テ卒業生ト称スヘキ者ナシ」²⁵⁾という記述も存在する。修業期間は延長

傾向にあったとはいえ、先に掲げた表 1 における退学者の数から考えても、志望校に合格して中途退学している様子を見てとることができ、その意味で上級学校にはさまざまな種類があるとはいえ、補習科は高等学校入試のための存在であったといえる。また、修業年限が 1 年であるから夏の入学試験で浪人が確定した後に補習科には残ることも可能だったわけだが、この時期には浪人確定後は他の予備校に移っていたと考えられる。

3. 東京府立中学校の補習科の変化と廃止

(1) 大正期における変化

前項の表 1 より一中の補習科は 100 人前後の生徒を収容していたことが確認できる。しかも、特筆すべきは志願者数の増加であり、大正末期から昭和期にかけては入学者をはるかにしのぐ数の志願者を抱えていた。特に高等学校の入試が 3 月に施行されるようになった 1921(大正 10)年以降、²⁶⁾ それまで多かった退学者数が大きく減り、逆に修了者が増えている。

同じことは四中でもいえる。先の表 1 では 1921(大正 10)年以降の動向が不明なのだが、沿革史には「二年後(1921(大正 10)年・引用者註)に入試の時期も三月に繰り上がり、補習科はいわば浪人のための一年間を通じる指導体制に変わった」²⁶⁾ と書かれている。沿革史の記述や後述する城北高等補習学校の「設置ノ動機」の文書から考えて、統計上から姿を消したのは校友会の経営であることが関係しているものと考えられ、引き続き補習科は存在していたとみるべきである。また、当時の教員大輝秀徳の回想には以下のようにある。

大正十二年か三年の頃であったかと思う（これ以前にも補習科のあったこともあるようだが、それとは別である）。当時の四中生は早記は四年修了、遅くとも翌年卒業で上級学校へ進学した。でも若干一二、三十名一が残る。これらが神田辺の補習校に通うらしかったが、どうも芳しくない。これを救いたいというので創始されたのが、四中補習科であった。二十四、五人の希望者があった。（中略）これにはずみがついたか、外部からの希望者が続々と、小百名になり、午前・午後と二クラスになる²⁷⁾。

1921(大正 10)年以降、高等学校の入学試験の時期が 3 月になることで、多くの生徒を集めていく様子が見て取れる。それまでの卒業後から 3 ヶ月の間だけ受験勉強を行っていた頃と異なり、卒業とほぼ同時に進学か浪人かが確定するようになる。このような中で補習科は 1 年間の修業期間を持つ受験準備教育機関としての認知度を高め、またそこでの受験準備に価値を見出すようになっていったものと考えられる。そのような中で数ある受験準備教育機関の中で補習科を選択する人が増えてきたことを示していると考えられる。

(2) 補習科廃止のプロセス

一中や四中は 1930 年代にも補習科を設置していたが、1934(昭和 9)年に補習科の廃止の認可が申請された（戊学発第 175 号）。その申請文書は以下の通りである。

従来本府立中学校ニ設置有之候補習科ヲ本年四月一日ヨリ廃止致度候条御認可相成度此段及申請候

也

補習科設置ノ学校

東京府立第一中学校

〃 第四中学校

(理由) 本件補習科ハ本府立中学校学則中ニ規定シアルモ既ニ予算ニ計上無キモノニシテ学則整理上無必要ヲ認メタルニ依ルモノニ有之候²⁸⁾

この申請によれば、補習科には金を出していない上に、学則上からも消す予定なので、廃止したいという内容である。実際に学則については1935(昭和10)年の東京府令第23号で第4条の削除が公布されている²⁹⁾。これにより、補習科は学則規定外の存在となった。

しかし、これにより受験準備のための補習科が消え去ったかといえばそうではない。たとえば、二中では1935(昭和10)年から1939(昭和14)年に、英語8時間、国語4時間、漢文3時間、物理化学2時間というそれまでの補習科と同様の内容の補習科を設置していた³⁰⁾。以下では、それまでの間多くの生徒を集めていた一中と四中の対応をそれぞれ検討していくことにする。

① 一中の補習科

一中の補習科は前項で示した文書が出されるより前の1930(昭和5)年に廃止ということになっていた。それを示す東京府告示は以下の通りである³¹⁾。この申請を受けて、田中隆三文相は1930(昭和5)年3月6日付で一中の補習科の廃止を認可している(東普第35号)。

東京府告示第一四五号

昭和五年三月限り東京府立第一中学校ノ補習科ヲ廃止シ同年四月ヨリ生徒定員ヲ千貳百人ニ改ム

年月日 知事

(参照) 旧校舎ハ教室狭少ノ為一学級四〇名二十五学級編成ニシテ千名ノ定員ノ処新校舎ハ教室(普通二十坪)一学級四八名ヲ収容シ得ルヲ以テ二十五学級ノ編成ニ依リ千二百名ノ定員トナスモノトス

補習科ノ二学級廃止ハ高等学校開校ノ関係上学校当局ト打合済ノ上府会ニ於テ本議決ヲ経タルモノトス³²⁾

この申請によれば、府立高等学校との関係を理由に補習科を廃止することになっている。事実1929(昭和4)年に設立された府立高等学校は、新校舎の完成まで一中の校舎を借りることになっていた。しかし、この府立高等学校の存在が補習科廃止につながるかという点は若干の留保が必要である。以下に示すのは1929(昭和4)年の東京府会での府立高等学校の教室確保に関する質問に対する林学務部長の答弁である。

日比谷ノ旧校舎ト新校舎ト比較シマスル時ニハ特別教室ニ於キマシテ従前ヨリモ殖エマシタ数ガ四教室、ソレニ其他(中略・図書室等の特別教室を一般教室に充てることで教室を捻出する・引用者註)、サウ致シマス十教室モ出テ参ルノデアリマス、其外ニ四五ノ教室ガ不足致シマスルノデ、

私共モ之ニ対シマシテハ慎重研究ヲ致シマシテ、本年提出致シマシタ所ノ昭和五年度ノ予算ニ於キマシテ仮校舎約二百五十坪ノ建物、二万五千元ノ仮校舎ノ建設費ヲ出シマシタノハ此教室ノ不足ヲ補フト共ニ一面高等学校ニ於テ最モ必要ナル所ノ理科物理化学及ビ生理ノ教室或ハ理科ノ実験室ヲ拵ヘマシテ、大小九個ノ教室ガ出来ルヤウニナツテ居リマス、此予算サヘ通過致シマシタナラバ高等学校ノ授業ニ於テ何等支障ヲ来タサナイト私共ハ確信ヲ持ツテ居リマス³³⁾

答弁に出てくる仮校舎ですべてがまかなえたのかは不明であるが、余っている場所はすべて教室に利用可能という考えの中、補習科だけを廃止する理由は乏しい。当時の中には普通教室が26教室、特別教室が7教室(物理・化学・博物・図画・地理・歴史・唱歌)、さらに図書室や会議室等の部屋、そして講堂が存在した。府立高等学校のために転用が可能なら、補習科のために同様のことを行うことは不可能ではない。さらに、府立高等学校の仮校舎は1931(昭和6)年1月12日より使用が開始されるし、高等学校自体が1932(昭和7)年4月21日より荏原町の校舎に移転してしまう³⁴⁾。そうなれば、上述の申請では本科の学級数は25学級のままだから、もともと普通教室だけで26教室あり、多くの特別教室を持つ一中が補習科を運営することに何ら困難はないのである。

しかも実際に一中は補習科を廃止してはいないのである。冒頭で言及した岡田の研究では、「一中では、昭和五年、放課後の補習科を再開し生徒を募集するが、校門前の募集広告を見て志望者が殺到し、他校からの志願者を含めて三学級の補習科を開設した」³⁵⁾とある。根拠が示されていないため本当に放課後に開講されていたかは不明であるが、時間数等から考えて放課後の開講は十分ありうる話である。しかし、教場という点から考えれば必ずしも放課後の開講である必要すらないのである。表3は『東京府立第一中学校一覧』の「現在生徒」欄に記載されている生徒数を数えたものをまとめたものである。この一覧の記載から補習科はなくなっていないことが確認できる。志願者数が不明なので、それまでと

表3 『一覧』掲載の一中補習科現在生徒数

	甲	乙	丙	丁	計
1930(昭和5)	(一覧に記載なし)				
1931(昭和6)	46	43	44	47	180
1932(昭和7)	48	48	49	48	193
1933(昭和8)	—				
1934(昭和9)	—				
1935(昭和10)	53	56	54	50	213
1936(昭和11)	57	56	60	49	222
1937(昭和12)	—				
1938(昭和13)	59	58	61	61	239
1939(昭和14)	60	53	57	56	226
1940(昭和15)	60	57	60	55	232
1941(昭和16)	58	56	55	56	225

(備考)「—」の年度は『一覧』が見つからなかった。

同等の志願者に対して多くの入学者を認めたのか、あるいは志願者がさらに殺到したのかは不明であるが、前章の入学者数とこの現在生徒数を比べると、明らかに表面上廃止されてからの方が多くの生徒を入れていた。補習科は廃止とされて表舞台から消えてからの方が隆盛を極めたのである。

② 四中の補習科

当時の補習科の経営にあたった田中饒の回想には以下のように記されている。

それから(1928(昭和3)年以降・引用者註)数年間は専ら補習科の経営に当たることになり、大輝、大山両先生のご指導ご援助により、上級学校入学の成績極めて良好との評判をえました。しかし府設の校舎に他府県人を入れることに不可を叫ぶ者があり、ついに昭和十年四月から地(他・引用者註)府県人を除外することになった。深井先生は当局の狭量を憤慨され、私共にもいろいろ相談された結果、市ヶ谷左内坂の上に土地を求め学校創設に踏み切られた。これが城北高等補習学校の始まりで、私は深井先生から校長事務取扱を命ぜられた。この学校は年ごとに校運あがり、昭和十四年には修了者七一〇人のうち上級学校入学者は六九五名、四月の入学試験には二九六〇名の応募者があった³⁶⁾。

これによれば、四中の補習科は好評を博しつつも、東京府からの圧力により廃止し、外部に城北高等補習学校を設立したということである。この府からの圧力というのは、他府県出身者の入学に対する異議のみならず、先述の予算措置の消滅や学則からの削除も含まれているのだろう。

では、城北高等補習学校が設立されて補習科はなくなったのかというと、必ずしもそうではない。1938(昭和13)年卒業の生徒の回想には、「六年目に当たる補習科の担任は寮先生だった。三年、四年、五年で組長の経験はあったが、本来怠け者の私は、その面でも全くの落第坊主だったので、まさか補習科でも組長を拝命するとは思わなかった。」³⁷⁾とある。このことから他県出身者への配慮から外部に学校を設置したものの、補習科そのものがすぐに消えたわけではないことが分かる。ただし、この補習科がいつまで存在したのかは不明である。

城北高等補習学校は、1935(昭和10)年4月に設置された。当初は300人の定員でスタートしたが、翌1936(昭和11)年には定員を400名としている³⁸⁾。この学校の土地の所有者は四中校長の深井鑑一郎であり、9名の教員のうち3名は四中に関係した教員で、事務職員1名も四中に関係したことのある職員である³⁹⁾。このことから四中とのつながりがうかがえる。また、「設置ノ動機」には以下のようにある。

本校ハ予テ親交アル府立第四中学校校長深井鑑一郎(鑑一郎・引用者註)ヨリ従来府立中学校ニハ上級学校ニ進ム予備教育機関トシテ補習科ナルモノ、設ケアリタルモ右補習科ハ専ラ父兄会及学友会等ノ支援ニ依リ維持シ居ルモノニシテ人員ヲ制限スルノ止ムナキ状態ニ置カレアルヲ以ツテ本府内ノ各学校及地方ヨリ上京シタル学生ノ勉学機関トシテ之ヲ補充スベキ教育機関ヲ設ケタキ意アルヲ聞キ之ニ共鳴シ本補習学校ヲ設立セント企図スルニ至リシモノナリ⁴⁰⁾

このことから補習科を中学校内で経営することの困難を感じて、外に別の教育機関を設置したこと

が分かる。城北高等補習学校は、四中の補習科の機能を外部に移す形で設置されたものということが出来る。しかも、規模や応募者数においても校内にあったときよりも隆盛を極めていたのである。

4. おわりに

本論文では、中学校に設置された補習科について、東京府立中学校を事例にその実態を検討した。法令レベルでいえば、受験準備教育以外の活動を行う余地があったが、東京府立中学校の補習科はその設立当初から受験準備に特化していた。明治 30 年代は高等学校の入学難が問題になりはじめた時期ではあるが、この頃にあつてすでに受験準備ということに対して補習科の中で積極的な取り組みを見せていたし、100 から 200 人近い生徒が補習科に通っていた。数としては決して多くはないが、東京府立中学校には明治後期から一貫して、受験準備教育を行う補習科が存在していたのである。

しかもこの補習科は、上級学校の入試の実施時期が 3 月に変わる前から修業期間 1 年という規定になっていた。生徒数の動向などから考えると、当初から 1 年の補習科が完全に機能していたとは考えにくい。しかし、高等学校の入学試験が 3 月に実施されるようになると退学者が大きく減少し、この頃から受験準備教育機関としての重要性を増していった。このような事実から、上級学校の中でも特に高等学校に特化した機関であったことがいえるのである。

また、1930 年代に入り、補習科は廃止の方向で府当局は動いたが、実際は廃止されないばかりか、表舞台から姿を消した後の方が多くの生徒を収容していた。その維持の方法は学校内に設置する方法と学校外に別の機関を設置する方法があったが、学校内に設置したとしても学則の規定外存在である。大正後期の四中の校友会による補習科経営にはじまり、昭和期に入ってから各学校の対応は、受験のための教育をいわばアンダーグラウンドな存在に追いやったのである。一中の補習科を廃止する際の論理にせよ、予算措置の消滅や学則からの削除にせよ、補習科を表舞台から消すことに対する府当局の並々ならぬ意欲がうかがえる。そのような中で正規のものではない補習科を維持したということは、受験準備が社会問題化する中で、受験準備の必要性を認識しながらも学校内で受験準備教育を行うことに対する批判なり忌避感を回避すべく、それぞれの学校で取りえたギリギリの対応であったと考えることができる。このことは新制高等学校においても補習科は正規には存在せず、PTA 立などインフォーマルな形態をとったこととの関係を見ると、大変興味深い事実である。

今回は東京府に焦点をあてた。今回は制度上の問題を中心に明らかにしたが、そこでの教育活動の中心あるいはそこで教えた教員の処遇といった人的側面なども解明すべき点として残っている⁴¹⁾。そして、東京府には私立中学校も多く存在するのであり、これらを含めたさらなる実態の解明が必要である。また、高等学校を含む上級学校は、全国に設置されている。これらの地域は、東京のように予備校が隆盛した地域ばかりではないことから、必然的に補習科が受験準備に一定の役割を果たしたと推測される。あるいは実業教育的な教育も可能であった以上、東京とは異なる展開を見せている可能性も存在する。これらについては今後の課題としたい。

註

- 1) 入学試験に関する研究動向、受験準備教育機関に関する研究動向については、吉野剛弘「近代日本における入学試験制度史の課題と展望—旧制高等学校入試を中心に—」『日本教育史研究』第 25 号 (2006)、同「受験準備教育史研究からみる中等教育史研究の展望と課題」『中等教育史研究』第 14 号 (2007) を参照されたい。

- 2) 吉野剛弘「受験雑誌・進学案内書にみる近代日本における予備校」『哲学』第115集(2006)。
- 3) 桜井役『中学教育史稿』(受験研究社増進堂, 1942), p. 331.
- 4) 岡田孝一『東京府立中学』(同成社, 2004), p. 159.
- 5) 日比谷高校百年史編集委員会編『日比谷高校百年史 上巻』(日比谷高校百年史刊行委員会, 1979), p. 127.
- 6) 同前書, p. 128.
- 7) 百年史編集委員会『府立四中都立戸山高百年史』(百年史記念事業実行委員会, 1988), pp. 104-105.
- 8) 創立100周年記念誌編集委員会編『玲瓏 東京都立川高等学校創立100周年記念誌』(東京都立川高等学校, 2001), p. 63, 「両国高校百年誌」編集委員会編『両国高校百年誌』(創立百周年記念事業実行委員会, 2002), p. 89.
- 9) 『東京都教育史資料総覧 第4巻 学校所蔵教育史料目録』(東京都教育研究所, 1994), pp. 186-187に東京都立日比谷高等学校所蔵の東京府立第一中学校補習科関係の史料一覧が掲載されており, 本論文執筆に先駆けて同資料館に所蔵されている補習科関係の史料の閲覧を申し込んだが, 当該史料の利用は個人情報の問題があり, 運営委員会で許可がおりなかった。
- 10) 「中学校補習科ニ実業科目設置並府県立中学校師範学校ニ実業補習学校附設不許可方」『明治三十五年 文部省例規類纂』, p. 373.
- 11) 中学校の補習科の位置づけや機能をめぐっては, 高等教育会議や臨時教育会議でも審議の対象となった。これらの動きについては稿を改めて検討したい。
- 12) 「37 学則改正 府立第一中学校他6校」『府立学校』(明治35年・625-B5-15)(東京都公文書館所蔵)。なお, この学則改定をめぐるとの議論に関する史料は, すべてこれによった。
- 13) 「16 府立中学校ニ補習科設置ニ付学則改正」『例規』(明治37年・626-C5-1)(東京都公文書館所蔵)
- 14) 同前
- 15) この当時はしばしば入学試験の実施時期は変わるが, たとえば高等師範学校は10月から12月に入試を実施していた。
- 16) 東京府立第一中学校編『東京府立第一中学校創立五十年史』(東京府立第一中学校, 1929), p. 22.
- 17) 『東京府学事年報 第28回』(明治33年), p. 8.
- 18) 『東京府学事年報 第29回』(明治34年), p. 12.
- 19) 『東京府学事年報 第30回』(明治35年), p. 11.
- 20) 『東京府学事年報 第31回』(明治36年), p. 27.
- 21) 『東京府学事年報 第34回』(明治39年), p. 14.
- 22) 「4 補習科修業期間ノ伺 府立第四中学校」『府立学校』(明治37年・626-C5-2)(東京都公文書館所蔵)
- 23) 「2 補習科修業期限ノ件 府立第二中学校」『府立学校』(明治38年・626-A5-2), 「3 補習科教科科目等ニ付指令 府立第三中学校」同前, 「26 補習科設置 第三中学校」『府立学校』(明治43年・629-C5-6)(以上すべて東京都公文書館所蔵)
- 24) 『明治四十一年 東京府統計書』, p. 26(縦書部分)
- 25) 同前書, p. 33(縦書部分)
- 26) 前掲『府立四中都立戸山高百年史』, pp. 104-105.
- 27) 大輝秀穂「深井先生のことども」, 同前書, pp. 516-517(初出: 前掲『会誌』15号)
- 28) 「14 補習科廃止ニ関スル件 第一中学校, 第四中学校」『府立学校』(昭和9年・317-E1-12)(東京都公文書館所蔵)
- 29) 『警視庁東京府公報』号外(昭和10年3月31日), p. 1.
- 30) 『昭和十一年五月卅一日現在 東京府立第二中学校一覧表』(東京都公文書館所蔵)
- 31) なお, 東京府より文部省への申請は1月14日になされている(午学発第54号)。
- 32) 「30 補習科廃止等 第一中学校」『府立学校』(昭和5年・313-E7-9)(東京都公文書館所蔵)
- 33) 『昭和四年 通常府会議事速記録(府第四号)』(1929(昭和4)年12月4日), p. 132.
- 34) 府立高等学校の動向については, 『府立高等学校一覧』(昭和11年度)によった。
- 35) 前掲『東京府立中学』, pp. 160.
- 36) 田中饒「四中城北の思い出」, 前掲『府立四中都立戸山高百年史』, p. 641(初出: 『会誌』15号(年不明))
- 37) 小谷野治雄「悪童」前掲『府立四中都立戸山高百年史』, p. 720.
- 38) 「3 学校設立 城北高等補習学校」『私立学校』(昭和10年・318-D3-11)および「15 定員変更 城北高等

補習学校』『私立学校』（昭和 11 年・318-D2-14）（ともに東京都公文書館所蔵）

- 39) 前掲「3 学校設立 城北高等補習学校』『私立学校』。四中の教職員は、前掲『府立四中都立戸山高百年史』pp. 844-899 によった。
- 40) 前掲「3 学校設立 城北高等補習学校』『私立学校』
- 41) 『教育費各学校費内訳表』（年度不明、大正 11 年か 12 年か）の一中のところに「補習科教員 1,188 円」とあり（「（無番）仮教室図面 第一中学校』『府立学校』（大正 12 年・305-A1-1）（東京都公文書館所蔵））、手当に充当されたものと考えられる。また、『東京府予算書』（大正 14 年度）の中学校費の「第二目雑給」の備考の手当の中に「補習科教員 1,188 円」とある。後者も一中の手当と推測される。補習科の担当に対する手当等の詳細を示す史料は、管見の限りこれ以外に現存していない。補習科が学則から消える前の年度の『東京府予算書』も、現在これ以外に見つからない。